

事業報告

(会社法第435条第2項に基づく)

第 36 期

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日



多摩都市モノレール株式会社

1 企業の現況に関する事項

(1) 当期の事業の状況

① 事業の経過及び成果

ア 全般

当社は多摩の南北 16 kmを結ぶ多摩都市モノレールの運行を担っており、地域に密着した公共交通機関として、安全を最優先に正確・快適な輸送サービスの提供に努め、地域の発展に寄与しています。

当期の業績は、年間乗車人員が延べ約 3,846 万 7 千人（前期比 18.5%増）、一日平均乗車人員は約 10 万 5 千人となり、その内訳は、通勤定期が前期比 3.5%減、通学定期が前期比 102.6%増、定期外は前期比 19.8%増となりました。このように乗車人員は全体で増加しており、新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に利用者が減少した前期から回復する傾向にあります。しかし、コロナ禍となる前の前々期と比較すると、年間乗車人員は 26.7%減であり、その内訳は、通勤定期が 15.6%減、通学定期が 48.5%減、定期外が 21.2%減となっています。

運輸収入は約 66 億 20 百万円（前期比 17.7%増）、運輸雑収は約 1 億 87 百万円（前期比 3.1%減）となり、営業収益は約 68 億 07 百万円（前期比 17.0%増）となりました。営業収益についても前々期と比較すると、通勤定期が 15.1%減、通学定期が 47.1%減、定期外が 20.1%減と、運輸収入全体で 22.4%減、また、運輸雑収は 27.6%減と、コロナ禍以前のように回復していません。

また、運輸雑収のうち付帯事業収入については、スマートフォンの修理を行う店舗を誘致したほか、新たなグッズの企画・販売、グッズのさらなる販路拡大に努めるなど、積極的な展開を図りました。しかし、広告事業における出稿の減少、駅構内コンビニエンスストアの入れ換えに伴う一時的な減収などにより、前期比 2.9%減となりました。

一方で、営業費については、コロナ禍による減収を踏まえて、輸送の安全に十分に配慮しながら、修繕費や業務委託費等の予算の執行を大幅に見直すなど、可能な限りその縮減に努めたことで、約 64 億 87 百万円（前期比 10.7%減）となりました。

こうした取組の結果、営業利益は約 3 億 20 百万円となり、さらに 2020 年度の損失計上による法人税の還付を受けたことで、経常利益は約 5 億 89 百万円、当期純利益は約 4 億 83 百万円と、2 期連続の赤字を回避することとなりました。

しかしながら、当社を取り巻く環境として、コロナ禍をはじめ、沿線大学の一部移転や沿線自治体の人口減少といった様々な課題があり、今後も厳しい経営環境が続くと見込まれることから、安全面での取組を最優先にしつつ、引き続き、経営基盤の強化に努めてまいります。

安全・安心を徹底する取組については、ハード面での取組として、施設の大規模修繕工事を実施しました。具体的には、甲州街道駅から立川南駅までの支柱補修工事、

立川南駅や玉川上水駅の駅舎修繕工事、立飛駅や万願寺駅、多摩動物公園駅のエスカレーターの更新工事などを行いました。こうしたモノレールの運行を支えるインフラ施設については、引き続き東京都と連携した改修・更新等を計画的に進めてまいります。一方で、ソフト面での取組として、様々な異常時に備えた訓練を実施しました。6月には、分岐器の故障を想定した大規模な訓練を実施し、故障発生時の早期運転再開に向けた手順の確認を行いました。10月には、他社線で発生した列車内刺傷事件を受けて、沿線の警察署と合同でテロ対処訓練を行い、テロ行為への対処法や、防護術に関する知見を深めました。また、駅間停止した列車から横取り装置・縦取り装置・脱出シューターを用いてお客様を救出する訓練を実施しました。3月には、大震災が発生した際の情報収集・伝達を行う災害・事故等対策本部設置訓練を実施しました。当社では今後も「安全最優先」を基本理念として、お客様に安心してご利用いただけるよう社員一丸となって努力してまいります。

お客様へのサービス向上の取組としては、駅係員が不在の時間帯におけるお客様への非対面による接遇や、高齢者・障がい者の方への接遇に重点を置き、オンライン研修を積極的に活用することで、集合研修の実施が難しいコロナ禍においても接遇に関する知識の習得、技術の向上に努めました。施設面では、一部の駅で空きスペースを活用し、みずほ銀行やセブン銀行のATMを新たに設置しました。今後もお客様にとって快適で利便性の高い空間を創出してまいります。

沿線地域と連携した取組については、車両基地を一般開放して開催してきた「多摩モノまつり」の代替イベントとして、「親子で楽しむ！車両基地見学ツアー at 多摩モノレール」と題した基地見学ツアーを開催しました。参加者を事前に募集し、抽選により人数を限定して密集を避けるとともに、見学時においても感染防止を徹底した上で、基地内で様々な体験をしていただき、お客様からは大変ご好評をいただきました。また、写真を通して当社や沿線の魅力を再発見することをテーマとした恒例の写真コンクールを実施し、600を超える作品の応募をいただきました。この優秀作品を採用した2022年の当社カレンダーは駅売店等で販売され、過去最高の販売部数となりました。そのほかにも、電動キックボードシェアリング事業との協業や、公式Instagramの運用を開始するなど、様々な取組を行いました。今後も、コロナ禍の収束後を見据えつつ、感染防止に配慮しながら、沿線地域の魅力と活力の向上に取り組んでまいります。

経営基盤の強化では、2022年3月にダイヤ改正を行い、朝ラッシュ時間帯の駅停車時間の短縮等により、運転間隔・本数については従来のレベルを概ね維持しつつ、運行に伴う費用の削減を図りました。また、増収に関する取組として子供用マスク等の新たなグッズを販売したほか、他社ECサイトでのネット通販を開始するなど、グッズの販路の拡大にも努めました。

新型コロナウイルス感染症については、国民へのワクチン接種が進み、東京都内の新規感染者数は増減を繰り返しつつ推移しております。当社では、お客様や社員の安

全確保と感染防止のため、全社員の執務中のマスク着用や手指消毒の徹底、窓開けによる車内換気、駅窓口における飛沫防止シートの設置、列車内の抗菌コーティングの実施など、引き続き、徹底した対策を実施してまいります。

また、コロナ収束後を見据えた様々な取組を検討し、安定した収益の確保を目指すとともに、関係機関とも連携しながら、公共交通事業者としての根幹である安全輸送という責務を果たしてまいります。

イ 運輸成績

		第 35 期 (2020 年 度)		第 36 期 (2021 年 度)	
		年 間	日 平 均	年 間	日 平 均
営業日数(日)		365	—	365	—
営業キロ		16.0	—	16.0	—
旅客 人員	定期 (人)	17,872,140	48,965	21,011,460	57,566
	定期外 (人)	14,576,322	39,935	17,455,840	47,824
	合計 (人)	32,448,462	88,900	38,467,300	105,390
運輸 収入	定期 (千円)	2,405,123	6,589	2,723,458	7,462
	定期外 (千円)	3,220,873	8,824	3,896,885	10,676
	合計 (千円)	5,625,997	15,414	6,620,343	18,138
運輸雑収 (千円)		193,571	530	187,554	514
収入合計 (千円)		5,819,569	15,944	6,807,897	18,652

② 設備投資等の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は6億30百万円です。

その主なものは、車内冷房装置更新2億84百万円、車体修繕工事1億00百万円、車両脱出シュータ設置99百万円、人事関連システム更新47百万円、営業管理システム改修35百万円、SIV（補助電源装置）用予備品等購入26百万円などになります。主な固定資産の除却は車内冷房装置、親時計設備、パソモ用無停電電源装置バッテリーなどになります。

③ 資金調達の状況

当期は新規資金調達はありません。

④ 対処すべき課題

当社は、2017年度に概ね10年後までに実現を目指す4つの主要な目標をとりまとめた「長期経営方針」を策定しました。また、2018～2021年度を第1期の計画期間とした「中期経営計画」策定し、これに基づき事業を展開することで、多摩地域に密着した公共交通機関として着実に成長してまいりました。

第1期中期経営計画は今期で終期を迎えることから、次期中期経営計画の策定を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、当社をとりまく環境は一変し、業績の悪化とともに今後の営業収益の動向についても見通せない状況となりました。このため、次期中期経営計画の策定を1年程度延期し、新たに現下の環境において取り組むべき課題や戦略をとりまとめた「事業継続方針」を策定いたしました。

本方針においては、当社をとりまく状況としてコロナ禍をはじめ、沿線大学の一部移転や沿線自治体の人口減少といった様々な課題を掲げており、これらに対し当社が取り組むべき戦略として、①安全の確保、②サービス向上、③経営基盤強化、④地域との連携、⑤都の政策的取組への協力、の5つの項目を示しております。来期は本方針に基づき幅広く事業を展開し、将来に向けた安定経営の継続と多摩地域の価値向上に努めてまいります。

また、当社線の延伸に関しては、国の交通政策審議会答申において「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」と位置付けられております。東京都の令和4年度予算においては、箱根ヶ崎方面の事業化に向けた現況調査と設計等に対して予算が計上されており、東京都との連携をさらに強化し、適切に対応してまいります。

さらに、コロナ禍の収束時期が不透明であっても、公共交通機関の使命である安全輸送を継続するため、人材育成や社員確保の取組を計画的に実施し、技術力の継承や社員の自主性・自律性の向上を推進することにより、組織力の強化に努めてまいります。

当社では、先述の「事業継続方針」に基づき事業を進めるとともに、これまでの取組の検証や、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の動向を踏まえた上で、次期中期経営計画の策定及び長期経営方針の見直しを実施してまいります。そして、今後とも全社一丸となり、長期的に安定し、自立的で持続的な経営に向けて、全力で取り組んでまいります。

(2) 財産及び損益の状況の推移

年度 区分	第33期 (2018年度)	第34期 (2019年度)	第35期 (2020年度)	第36期(当期) (2021年度)
営業収益 (千円)	8,817,248	8,789,501	5,819,569	6,807,897
経常損益 (千円)	1,390,935	645,443	△ 1,436,741	589,688
当期純損益 (千円)	852,661	171,757	△ 1,373,741	483,374
1株当たり 当期純損 (円)	845.24	170.26	△ 1,361.79	479.17
総資産額 (千円)	73,396,662	69,073,425	64,665,136	62,386,947
純資産額 (千円)	33,958,689	34,130,447	32,756,705	33,205,106
1株当たり 純資産額 (円)	33,663.12	33,833.38	32,471.60	32,916.10

- (注) 1 △は損失です。
2 1株当たり当期純損益は、期中平均株式数で計算しています。

(3) 主要な事業内容

軌道法に基づく一般運輸業

(4) 主要な営業所

本社 東京都立川市

(5) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
242名	7名	38.5歳	8.47年

(6) 主要な借入先

(単位:千円)

借入先	借入金残高 (2022年3月31日現在)
東京都	13,640,000
株式会社日本政策投資銀行	3,162,000
株式会社みずほ銀行	127,900
株式会社三菱UFJ銀行	59,933

(7) その他企業の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項(2022年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 1,008,780 株
- ② 発行済株式の総数 1,008,780 株
- ③ 株主数 22 名
- ④ 大株主

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持株数 (株)	出資比率 (%)
東 京 都	805,704	79.87
西 武 鉄 道 株 式 会 社	47,520	4.71
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	31,680	3.14
京 王 電 鉄 株 式 会 社	26,400	2.62
小 田 急 電 鉄 株 式 会 社	15,840	1.57
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	11,616	1.15
東 京 電 力 エ ナ ジ ー パ ー ト ナ ー 株 式 会 社	10,560	1.05
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	7,392	0.73
八 王 子 市	6,612	0.66
立 川 市	6,612	0.66
日 野 市	6,612	0.66
東 大 和 市	6,612	0.66
多 摩 市	6,612	0.66

(2) 会社役員に関する事項

地 位	常勤または 非常勤の別	氏 名	主 兼 職
代表取締役 社 長	常 勤	醍醐 勇司	
常務取締役	常 勤	井 戸 明	
取 締 役	非常勤	吉村 憲彦	東京都財務局長
取 締 役	非常勤	上野 雄一	東京都技監(都市整備局長兼務)
取 締 役	非常勤	中島 高志	東京都建設局長
取 締 役	非常勤	藤井 高明	西武鉄道株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	寺田雄一郎	京王電鉄株式会社取締役常務執行役員
取 締 役	非常勤	五十嵐 秀	小田急電鉄株式会社常務取締役執行役員
取 締 役	非常勤	石森 孝志	八王子市長
取 締 役	非常勤	清水 庄平	立川市長
取 締 役	非常勤	大坪 冬彦	日野市長
取 締 役	非常勤	尾崎 保夫	東大和市長
取 締 役	非常勤	阿部 裕行	多摩市長
監 査 役	常 勤	良永 一宏	
監 査 役	非常勤	石田 大介	株式会社みずほ銀行社会・産業基盤第一部長
監 査 役	非常勤	木村 健治	東京都都市整備局総務部長

(注) 1 取締役 藤井高明から阿部裕行までの各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役 良永一宏、石田大介の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

(1) 取締役 潮田勉氏が辞任し、2021年12月15日付けで吉村憲彦氏が取締役に就任いたしました。

(2) 取締役 井戸明氏は2022年3月31日付けで辞任いたしました。

(3) 取締役 上野雄一氏は2022年3月31日付けで辞任いたしました。

(4) 監査役 木村健治氏は2022年3月31日付けで辞任いたしました。

(3) 会計監査人の状況

会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(4) 親会社等との間の取引に関する事項

当社は東京都との間で、業務の受託及び資金の借入れに係る取引があります。業務の受託に当たっては、価格等の取引条件が、市場実勢を勘案した通常の見積り条件で行われることに留意しております。また、東京都からの借入金については無利息で、最終償還日を2033年3月25日と取り決めております。

当社取締役会は、当該取引条件を把握し、当社の利益を害するものではないことを確認した上で、当該取引についてその適正性、妥当性を判断しております。

(5) 業務の適正を確保するための体制の整備及びその運用状況に関する事項

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、体制の整備を行っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款及びその他の社則の遵守を企業活動の前提とする。取締役社長は、この旨を取締役及び使用人に対し継続的に伝達し、社内に徹底する。

取締役社長は、総務部長をコンプライアンス総括責任者に任命し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

当社は、法令等に照らして疑義のある行為等を通報した使用人を保護するため、内部通報者保護規程を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役社長は、総務部長を文書取扱総括責任者に任命する。

取締役の職務の執行に係る情報については、文書取扱規則に基づき、文書又は電磁的媒体等で記録し、適正に保存及び管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役社長は、常務取締役をリスク管理総括責任者に任命する。総務・運輸の各部門においては、それぞれ部門毎のリスク管理体制を確立する。

総務部門においては、運輸部門と連携し、全社的なリスクを総括的に管理する。

運輸部門においては、危機管理計画（運用指針）に基づき、自然災害や事故・故障、犯罪行為などの危機を未然に防止し、又は被害を最小限に止め、早期に通常運行へ回復するための体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役会規則に基づき、定期的に事業の概況その他重要な業務に関する報告を受け、取締役の効率的な職務の執行を確保する。

当社は、取締役会規則に基づき幹部会を設置する。幹部会は、幹部会規則に基づき、経営上の重要な執行方針及び経営全般にわたる重要事項を協議する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、総務部社員のうち特定の者に対し、監査業務に必要な事項を指示することができる。取締役及び使用人は指示を受けた社員の業務遂行が円滑に行われるよう監査環境の整備に協力する。指示を受けた社員は、それを遂行するに当たり、取締役の指揮命令を受けない。

⑥ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対し、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項その他当社の経営に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに報告する。また、監査役は、いつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができる。

取締役及び使用人は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等において、報告の事実を考慮してはならない。

監査役は、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

⑦ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

取締役及び使用人は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、これに応じる。

⑧ その他監査役が効率的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか幹部会その他の重要な会議に出席することができる。

（業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要）

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、具体的な取組を行うとともに、内部統制システムの運用状況について重要な不備がないかモニタリングを常時行っております。また、総務部門が中心となり、当社の各部門に対して、内部統制システムの重要性和コンプライアンスに対する意識付けを行い、当社全体を統括、推進しています。

計 算 書 類

(会社法第435条第2項に基づく)

第 36 期

自 2021 年 4 月 1 日

至 2022 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表

損 益 計 算 書

株主資本等変動計算書



多摩都市モノレール株式会社

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【 資 産 の 部 】		【 負 債 の 部 】	
<u>流動資産</u>	<u>3,734,301</u>	<u>流動負債</u>	<u>6,744,580</u>
現金及び預金	2,944,685	短期借入金	2,818,068
未収運賃	199,479	未払金	2,558,552
貯蔵品	68,220	未払費用	678,217
前払費用	4,434	未払法人税等	37,198
未収金	516,129	契約負債	384,214
その他	1,352	預り金	17,916
		預り保証金	49,000
		その他	201,412
<u>固定資産</u>	<u>58,652,646</u>	<u>固定負債</u>	<u>22,437,260</u>
<u>有形固定資産</u>	<u>58,434,238</u>	長期借入金	21,770,000
土地	30,131,939	退職給付引当金	651,172
建物	10,924,282	その他	16,088
構築物	11,557,052		
車両運搬具	2,377,955		
機械装置	3,055,293	負債合計	29,181,841
工具器具備品	281,640		
建設仮勘定	106,075		
<u>無形固定資産</u>	<u>100,161</u>	【 純資産の部 】	
電話加入権	3,312	<u>株主資本</u>	<u>33,205,106</u>
ソフトウェア	96,848	資本金	100,000
		資本剰余金	
		その他資本剰余金	25,923,299
<u>投資その他の資産</u>	<u>118,245</u>	利益剰余金	
出資金	50	その他利益剰余金	7,181,807
長期前払費用	50,348	繰越利益剰余金	7,181,807
繰延税金資産	67,816		
その他	31	純資産合計	33,205,106
資産合計	62,386,947	負債・純資産合計	62,386,947

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 自 2021年 4月 1日
至 2022年 3月 31日 〕

(単位:千円)

科 目	金	額
営業収益		
運輸収入	6,620,343	
運輸雑収	187,554	6,807,897
営業費		
運送費	4,044,717	
一般管理費	326,741	
諸税	314,114	
減価償却費	1,801,788	6,487,361
営業利益		320,536
営業外収益		
受取利息及び配当金	44	
受託手数料	200,034	
雑収入	185,068	385,146
営業外費用		
支払利息	115,750	
雑支出	245	115,995
経常利益		589,688
税引前当期純利益		589,688
法人税、住民税及び事業税	37,205	
法人税等調整額	69,108	106,313
当期純利益		483,374

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(自 2021 年 4 月 1 日
至 2022 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				純 資 産 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 計	
		そ の 他 資 本 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
2021 年 4 月 1 日 残 高	100,000	25,923,299	6,733,405	32,756,705	32,756,705
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額	-	-	△ 34,973	△ 34,973	△ 34,973
遡 及 処 理 後 当 期 首 残 高	100,000	25,923,299	6,698,432	32,721,731	32,721,731
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
当 期 純 利 益	-	-	483,374	483,374	483,374
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	483,374	483,374	483,374
2022 年 3 月 31 日 残 高	100,000	25,923,299	7,181,807	33,205,106	33,205,106

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のないもの

移動平均に基づく原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法 …… 貯蔵品は個別法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

構築物に含まれる鉄軌道事業取替資産 …… 取替法によっております。

上記以外の資産 …………… 定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 38年～50年、構築物 20年～57年、車両運搬具 24年、機械装置 9年～20年、
工具器具備品 3年～20年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付の支給に備えるため、自己都合による期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、軌道法に基づく一般運輸業を営んでおり、顧客との契約に基づいて旅客輸送サービスを提供することを履行義務として識別しております。これら旅客輸送サービスの提供については、サービスの提供時点において履行義務が充足されると判断していることから、サービスの提供時点で収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価で測定しております。

具体的には、定期外収入については、乗車券等を購入した顧客に対し旅客輸送サービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。定期収入については、定期券の有効期間にわたって履行義務が充足されると判断し、有効期間にわたり収益を認識しております。

(5) 設備資金借入に係る開業時までの支払利息は、建設原価として建物等の固定資産の取得原価に含まれております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 「収益認識に関する会計基準」の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしました。

これに伴い、運輸収入のうち定期運賃に係る収益については、従来、発売日より月割した額を一定の期間にわたり収益として認識しておりましたが、定期券の利用開始日より月割した額を一定の期間にわたり収益として認識する方法へ変更しております。

なお、収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

当該会計方針の変更が、営業収益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微です。また、利益剰余金の当期首残高が34百万円減少しています。

また、収益認識会計基準を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動負債」に表示していた「前受運賃」は当事業年度より「契約負債」として表示することとしました。

(2) 「時価の算定に関する会計基準」等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を2021年4月1日以降に開始する事業年度より適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。なお、当期損益に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 固定資産の減損

① 固定資産の金額 58,584,780千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損損失の計上にあたっては、合理的な仮定に基づく将来の事業計画に基づいた将来キャッシュ・フローが固定資産の帳簿価格を下回る場合に減損損失を計上することとしております。

将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、将来の事業計画や経営環境の変化等の仮定に基づいております。なお、新型コロナウイルス感染症の広がり、当社の事業活動に影響を及ぼしており、今後の広がり方や収束時期等を予測することは困難です。

このため、減損損失の判定等については、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、感染が徐々に収束することにより、2023年度にかけて段階的に回復するものの、感染拡大前の水準には回復しないとの仮定を置いて最善の見積りを行っています。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

土地	30,131,939 千円	(30,131,939 千円)
建物	10,924,282 千円	(10,924,282 千円)
構築物	11,557,052 千円	(11,557,052 千円)
車両運搬具	2,377,955 千円	(2,377,955 千円)
機械装置	3,055,293 千円	(3,055,293 千円)
工具器具備品	281,640 千円	(281,640 千円)
合計	58,328,163 千円	(58,328,163 千円)

② 担保に係る債務

短期借入金	1,078,068 千円	(1,078,068 千円)
長期借入金	2,370,000 千円	(2,370,000 千円)
合計	3,448,068 千円	(3,448,068 千円)

上記のうち()内書は軌道財団抵当並びに当該債務を示しております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 52,225,316 千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,008,780 株	-	-	1,008,780 株

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却費	1,229,406 千円
退職給付引当金	221,941 千円
その他	67,153 千円
繰延税金資産小計	1,518,501 千円
評価性引当額	△ 1,450,685 千円
繰延税金資産合計	67,816 千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

主要株主

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
			役員の兼任等	事業上の関係				
主要株主	東京都	被所有(79.9)	4	人員の派遣	資金の借入(注1)	—	長期借入金(注3)	13,640,000
					業務の受託(注2)	198,687	未収金	475,094

(注1) 東京都からの借入金は無利息、最終償還日は2033年3月25日です。

(注2) 価格等の取引条件は、市場実勢等を参考にして、その都度交渉の上で決定しております。

(注3) 東京都からの長期借入金には1年内返済予定長期借入金を含みます。

(注4) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税を含めております。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 32,916 円 10 銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 479 円 17 銭 |

9. 金融商品の状況に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は資金運用については、資金管理委員会を設け、その時の余剰資金と借入金の約定返済など支払いのバランスを考慮の上、決定しております。また、投機的な取引は行わず、資金調達については銀行借入による方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権として把握している運輸雑収の未収金は顧客の信用リスクがありますが、取引先別に未収金の金額並びに期日管理を実施しております。借入金は一年以内に返済期日の到来するものを短期借入金に、一年超のものを長期借入金としておりますが、これらは設備に関する借入金で実質的には長期借入金であります。一部の借入金は変動金利であり、金利変動のリスクに晒されております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次の通りです。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
長期借入金	24,588,068	22,063,231	△ 2,524,836

(注1) 金融商品の時価の算定並びに有価証券に関する事項

- 「現金及び預金」、「未収運賃」、「未収金」、「未払金」及び「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 長期借入金

(単位：千円)

借入金の種類		貸借対照表計上額	時 価	差 額
一年内返済予定 長期借入金	有利子	1,078,068	1,075,600	△ 2,467
	無利子	1,740,000	1,706,300	△ 33,699
長期借入金	有利子	2,370,000	2,397,999	27,999
	無利子	19,400,000	16,883,331	△ 2,516,668
合 計		24,588,068	22,063,231	△ 2,524,836

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、無利子又は固定金利によるものは、元利金の合計額を一定の期間ごとに区分した債務ごとに、そのキャッシュ・フローを返済期日までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。

なお、無利子の長期借入金(1年内を含む)には東京都(13,640,000千円)沿線5市(7,500,000千円)が含まれております。

(注2) 長期借入金の返済予定額

(単位：千円)

借入先別	1年内返済	1年超～ 2年以内	2年超～ 3年以内	3年超～ 4年以内	4年超～ 5年以内	5年超	合 計
東京都	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	1,240,000	7,440,000	13,640,000
沿線5市	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000	5,000,000	7,500,000
日本政策投資銀行	792,000	792,000	792,000	786,000	-	-	3,162,000
民間銀行	286,068	-	-	-	-	-	286,068
合 計	2,818,068	2,532,000	2,532,000	2,526,000	1,740,000	12,440,000	24,588,068

独立監査人の監査報告書

2022年6月2日

多摩都市モノレール株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川口泰広
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、多摩都市モノレール株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含ま

れる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 老朽化が進む施設設備の大規模修繕、安全運行に係る基本的な動作確認等について多角的な対応を進めていくことが必要と考えます。
- 五 過去に発生した情報セキュリティ事故を踏まえ、一層のセキュリティ強化を図っていくことが必要と考えます。
- 六 新型コロナウイルス感染症拡大の防止及び「働き方改革」の推進に向けたテレワークに関する環境の整備を図ることが必要と考えます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年6月7日

多摩都市モノレール株式会社 監査役会

常勤監査役 良 永 一 宏 ㊞

監査役 石 田 大 介 ㊞

(注) 監査役良永一宏、石田大介の各氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

